

福岡県医発第1528号(地)

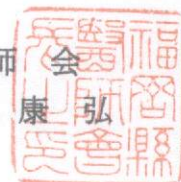
平成17年11月25日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会

会長 竹嶋 康弘



介護保険施設等におけるアスベストばく露防止のための改修工事等に伴う
入所者等の受入について

厚生労働省において、社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策について、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の中間報告を踏まえた今後の対応について」（平成17年雇児総発第1017001号、社援基発第1017001号、障企発第1017001号、老計発第1017001号）及び「社会福祉施設等におけるアスベストばく露のための改修工事等に伴う入所者への対応について」（平成17年雇児総発第1017002号、社援基発第1017002号、障企発第1017002号、老計発第1017002号）において、法令等に基づき適切な措置を講じるよう指導されておりますが、今般、アスベスト（石綿）等の除去を行うために、ばく露の恐れのある介護保健施設等の入所等を中止し、他の施設等で入所者等の受入を行う場合の取り扱いの特例について、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

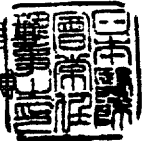
担当理事 蒲池 壽

(介 5 8)

平成 17 年 11 月 7 日

都道府県医師会 介護保険担当事 殿

日本医師会 介護保険担当理
野 中 博



介護保険施設等におけるアスベストばく露防止のための改修工事等に
伴う入所者等の受入について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は、社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の中間報告を踏まえた今後の対応について」（平成17年雇児総発第1017001号、社援基発第1017001号、障企発第1017001号、老計発第1017001号）及び「社会福祉施設等におけるアスベストばく露防止のための改修工事等に伴う入所者への対応について」（平成17年雇児総発第1017002号、社援基発第1017002号、障企発第1017002号、老計発第1017002号）において、法令等に基づき適切な措置を講じるよう指導しているところです。

今般、アスベスト（石綿）等の除去を行うために、ばく露の恐れのある介護保険施設等の入所等を中止し、他の施設等で入所者等の受入れを行う場合について、取り扱いの特例に関する通知が別添のとおり発出されましたので、お知らせ致します。貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

（添付資料）

・「介護保険施設等におけるアスベストばく露防止のための改修工事等に伴う入所者等の受入について」

（平 17.11.1 老介発第1101001号、老計発第1101001号、
老振発第1101001号、老老発第1101001号）



老介発第1101001号
老計発第1101001号
老振発第1101001号
老老発第1101001号
平成17年11月1日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局介護保険課長

計 画 課 長

振 興 課 長

老人保健課長

介護保険施設等におけるアスベストばく露防止のための改修工事等に伴う入所者等の受入について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の中間報告を踏まえた今後の対応について」（平成17年雇児総発第1017001号、社援基発第1017001号、障企発第1017

001号、老計発第1017001号)及び「社会福祉施設等におけるアスベストばく露防止のための改修工事等に伴う入所者への対応について」(平成17年雇児総発第1017002号、社援基発第1017002号、障企発第1017002号、老計発第1017002号)において、管内の社会福祉施設等に対し、法令等に基づき適切な措置を講じるよう、指導をお願いしているところであるが、今般、アスベスト(石綿)等の除去を行うために、ばく露の恐れのある介護保険施設等の入所等を中止し、他の施設等で入所者等の受入れを行う場合について、特例として、以下のとおり取り扱うこととするので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

- 1 アスベスト(石綿)等の除去を行うために、ばく露の恐れのある介護保険施設等(以下「転所元施設」という。)の入所等を中止し、他の介護保険施設等(以下「転所先施設」という。)において入所者等の受入れを行う場合について

介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び認知症対応型共同生活介護については、災害等による定員超過利用を認めているところ(「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年老企40号))であり、アスベスト(石綿)等の除去を行うために、転所元施設の入所等を中止し、その入所者等を転所先施設で受け入れる場合は、空きスペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、定員を超過して受け入れて差し支えない。

- 2 アスベスト(石綿)等の除去を行うために、ばく露の恐れのある転所元施設から一時転所が必要となった者の転所先について

転所先施設において入所者等を受け入れる場合については、転所元施設と同じ種別の施設とすることが望ましい。

ただし、地理的な状況に応じて、一時的に異なる種別の施設での受入れを行っても差し支えない。この場合も、入所等期間の長期化が見込まれる場合は、本来の種別の施設への早期移行を図られたい。

- 3 転所先施設の入所定員等超過の際の食費・居住費(滞在費)の取扱いについて

食費・居住費(滞在費)については、居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)に則して居住環境等を考慮の上、入所者等と施設の契約に基づき取り扱うこととする。なお、その際、転所元施設は、転所先施設の選定に当たり、転所により入所者等の食費・居住費(滞在費)の負担が著しく増加することのないよう配慮されたい。また、研修室等の空きスペースを優先的に活用することとし、既入所者の居住環境等を考慮の上、適切に対応を行うものとする。

なお、定員を超過している場合の転所元施設からの入所者等についても、特定入所者介護サービス費等の給付の対象とする。

4 指定通所介護事業所及び指定通所リハビリテーション事業所における定員超過について

指定通所介護事業所及び指定通所リハビリテーション事業所において、利用者数が利用定員を超える場合には、「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」(平成12年厚生省告示第27号。以下「告示」という。)に基づき、通所介護費及び通所リハビリテーション費が減算の対象となり、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、費用の額の算定をすることとしているが、事態の緊急性にかんがみ、利用定員が超過した場合について、告示の規定にかかわらず所定単位数を減算する取扱いを行わないものとする。

なお、この取扱いは特例的に行うものである。